令和７年度新庄市子ども食堂開設支援事業補助金の交付団体を募集します！

◇事業の趣旨

新庄市では、地域の子どもたちを対象に「食」の提供をとおして、安心して過ごせる子どもの居場所づくりに取り組む団体に対し、その新規開設にかかる費用の一部を助成します。さまざまな家庭環境で暮らす子どもたちが地域とつながり、健やかに育つ環境づくりを推進します。

◇補助対象事業

⑴　子どもに無料又は低額で食事を提供すること。

⑵　子ども食堂を月１回（１回当たり２時間以上）以上定期的に実施し、補助金の交付決定後、１年以上、かつ、継続して実施していく予定があること。

⑶　子どもに対し食事を提供できる体制を有し、１回当たり１０名以上の子どもの参加が見込めるものであること。

⑷　常時、責任者を配置し、安全に配慮して実施すること。

⑸　営利を目的とするものでないこと。ただし、利用者から食材等の実費相当額を徴収することができるものとする。

⑹　政治的又は宗教的活動に関するものでないこと。

⑺　食事の提供における食品の安全確保を図るため、食品衛生法等に基づく適切な衛生管理体制を確保していること。

⑻　子ども食堂の開設に関し、本補助金以外の他の補助金又は交付金を受けていないこと。

◇補助対象団体

市内で新たに子ども食堂を開設する団体で、以下の要件をすべて満たしていること。

⑴　団体規則、会則その他の組織及び運営に関する事項を定めたものがあること。

⑵　組織の代表者が明確であること。

⑶　事業において、明朗な会計及び経理を実施し、その報告ができる団体で

あること。

⑷　宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。

⑸　団体の活動内容が公序良俗に反するものでないこと。

⑹　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係にある団体でないこと。

◇補助対象経費

子ども食堂を開設するために必要な備品の購入費又はリース料、消耗品費、修繕費（建物の躯体の変更を伴う大規模な増改築にかかる修繕費を除く。）、施設の使用料又は賃借料その他の市長が必要と認めるもの。

◇補助金の交付

補助対象経費の額から寄附金及び協賛金その他の収入を控除した額の２分の１以内の額とし、１５万円を限度とする。

また、補助金は、同一の子ども食堂について事業実施初年度に１回限り交付するものとする。

◇注意事項

事前に事業内容を確認しますので、申請をする前に必ず子育て推進課で事前相談を行ってください。（相談の日時について事前に電話連絡をお願いします。）

◇申請から交付までのながれ

事前相談→交付申請→交付決定→事業実施→実績報告→確定通知

◇問い合わせ先及び提出先

〒996-8501　新庄市沖の町 10 番 37 号
新庄市子育て推進課　子育て企画係
℡0233-29-5811（直通）FAX0233-23-2469
E-mail：kosodate@city.shinjo.yamagata.jp